

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 建築基準法による道路位置の指定(二件)……………(同)…
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同)…
- 土砂災害警戒区域等の指定(二件)……………
- …(建設局河川部指導調整課)…
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- 特定非営利活動法人の仮認定……………(同)…
- 土地区画整理組合の理事の就任……………
- …(都市整備局市街地整備部民間開発課)…

正誤

○平成二十五年五月二十日付東京都公告……………三

告示

●東京都告示第八百七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

山崎 弘 人

| 取消しに係る道路の種類 | 取消年月日 | 取消しに係る道路の位置 | 取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
|----------------------|-------------|---------------------------|-------------------------|
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成二十五年五月二十日 | 小金井市中町三丁目二千五百六番三及び同番五の各一部 | 延長 二三・六〇 幅員 四・〇〇 |

●東京都告示第八百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

山崎 弘 人

| 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
|----------------------|-------------|----------------------------|------------------------|
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成二十五年五月十六日 | 西東京市新町五丁目六百二十一番二及び同番十二の各一部 | 延長 三四・九九 幅員 四・八五 |

●東京都告示第八百七十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

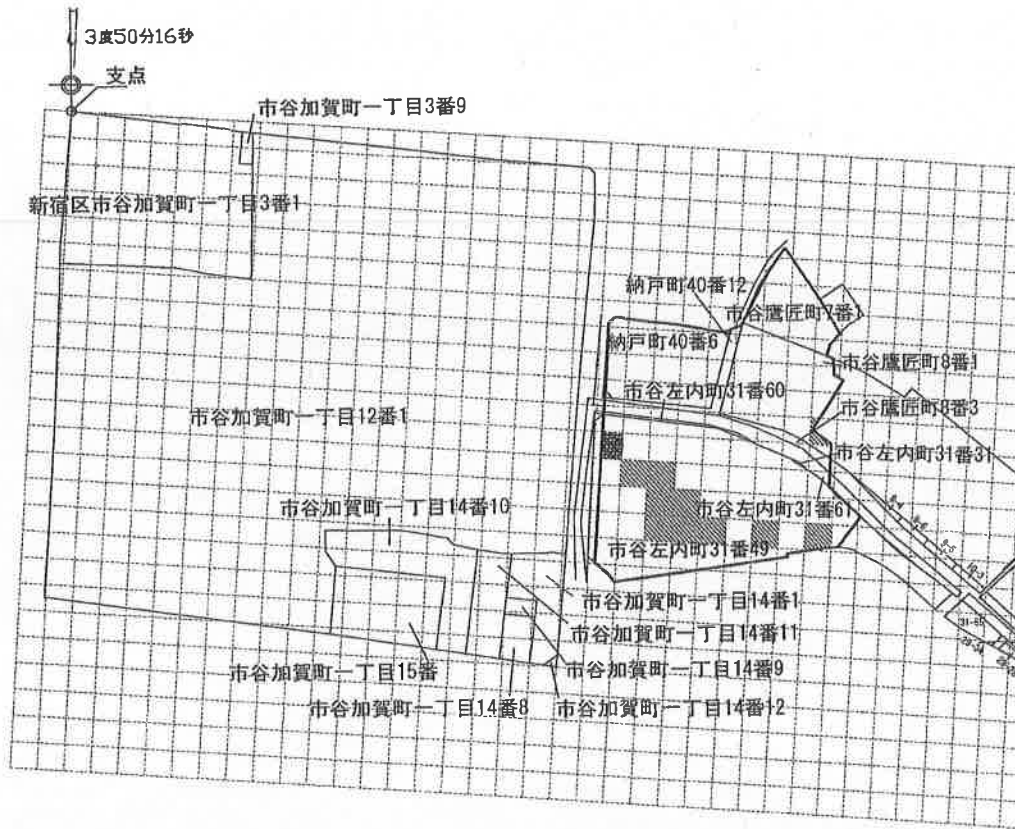
山崎 弘 人

| 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
|----------------------|-------------|-------------------|------------------------|
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成二十五年五月十七日 | 西東京市泉町三丁目千八百番一の一部 | 延長 一・〇九 幅員 四・〇〇 |

●東京都告示第八百七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位

別図



【支点】
 支点は、新宿区市谷加賀町一丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度 3度50分16秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 - - - 単位区境界線
 ——— 筆境界線
 ■■■■■ 調査対象地
 ▨▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域
 ▩▩▩▩▩ 指定を解除する区域

●東京都告示第八百七十九号

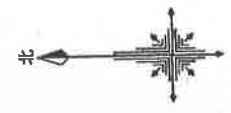
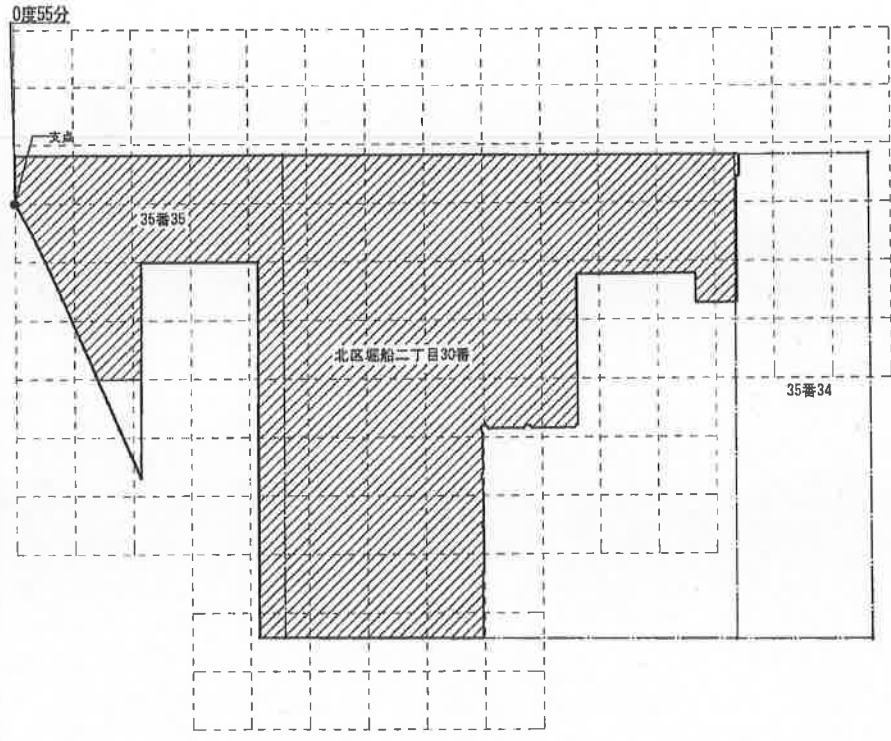
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年六月十一日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区堀船二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、北区堀船二丁目35番35の最北端とする。

【格子の回転角度(0度55分)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

□ : 単位区画
 □ : 筆境界
 □ : 調査範囲
 ▨ : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第八百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所、青梅市役所及び羽村市役所において縦覧に供する。

平成二十五年六月十一日

東京都知事 猪瀬直樹